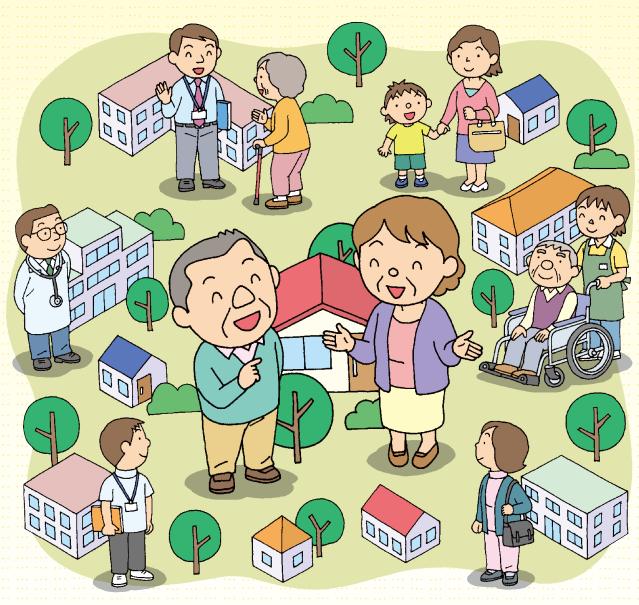
# 

いつまでも このまちで



### 令和3年度 介護保険制度のおもな改正点

令和3年 4月から

- ●サービスを利用したときの利用者負担と介護保険料が変わりました。
- ●介護予防・生活支援サービス事業の対象に一部の要介護認定者が追加されました。

令和**3**年 **8**月から

- ●利用者負担の上限額が一部変わります。
- ●介護施設を利用したときの食費や負担限度額の基準等が一部変わります。

# 大雪地区広域連合

# 介護保険のしくみ

介護保険制度は、大雪地区広域連合(東川町、東神楽町、美瑛町)が保険者となって運 営しています。

40歳以上の人が保険料を納め、介護が必要になったときに、さまざまな介護保険の サービスを利用できる制度です。

# 40歳以上の人 (被保険者)



- 要介護認定を受けてサービスを利用します。
- 保険料を納めます。
- 利用者負担を支払います。

#### 65歳以上の人 (第1号被保険者)

#### サービスが利用できる人

#### 介護が必要と認定された人

- ●介護が必要になった原因は関係なく、 サービスが利用できます。
- 交通事故など第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は市区町村へ 届け出が必要です。必ず示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

## 40~64歳の人 (第2号被保険者)

#### サービスが利用できる人

#### 特定疾病※が原因で 介護が必要と認定された人

特定疾病以外で介護が必要になった場合は、 介護保険のサービスは利用できません

#### ※特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病

- ●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
- ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### 介護保険の保険証と介護保険負担割合証が交付されます

#### 介護保険の保険証

介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証(介護保険被保険者証)が交付され ます。介護保険のサービスを利用するときなどに使います。

#### ■介護保険負担割合証

介護保険の認定を受けている人などに交付されます。サービスを利用したときの利用者の負担割合が記載さ れています。サービス利用時に事業者に提示してください。

要介護認定のは 申納請付 負担割合証 保険証の交 要介護認定



みなさんが住み慣れたまちで安心して暮らしていけ るように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面 から、高齢者やその家族を支えます。くわしくはP3へ。

利用者負担の支払い ービス提供

## サービス事業者

介護保険制度を運営します。

大雪地区広域連合(保険者)

の付

- ●要介護認定を行います。
- ●保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスの確保や整備をします。

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

#### 企業、NPO法人、社会福祉法人、 医療法人などがサービスを提供し ます。

# ●都道府県などの指定を受けた民間

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けて いけるように、さまざなサービスを必要なときに利用できるしくみづくり

# 地域包括ケアシステム が進められています

ボランティアやNPOなどによる掃

除・洗濯など日常生活の支援など

●老人クラブや自治会、地域住民が主

体となってつくられた「通いの場」

保険の

「地域包括ケアシステム」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続 けていくことができるように、市区町村や都道府県が地域の特性を考えながら、「住まい」を 前提に、「医療|「介護|「介護予防・生活支援|を一体的に提供するしくみです。

地域で必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。

- ●かかりつけ医(生活・健康指導、 在宅医療、服薬指導など)
- 地域の連携病院、急性期病院











- 通所介護短期入所サービス
- ●施設サービス
- 24時間対応のサービス など

#### おおむね30分以内に 必要なサービスが提供される

体制になっています。

# 住まい

- 自宅のバリアフリー化
- ●サービス付き高齢者向 け住宅 など



見守り、 配食など

への参加 など

支援

ケアシステムの 調整・コーディネート

#### 相談 地域包括

# ケアマネジャー

介護に関する知識や 技術を持った専門家で す。介護や介護予防、 生活支援、そのほか地 域の高齢者に必要なさ まざまなサービスの調 整を行います。



#### このような仕事をしています

- ●サービス利用者や家族の相談に 応じ、アドバイスします
- ●利用者の希望や心身の状況に 合ったケアプランを作成します
- ●サービス事業者との連絡や調整 をします など

# 地域包括支援センター

高齢者のみなさんが、住み慣れたまちで安心して暮らしていける ように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者や その家族を支えている機関です。

高齢者や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた地域の 高齢者が抱えるさまざまな相談ごとを、医療機関、サービス事業者、 市区町村など関係する機関と連携して解決に取り組みます。

#### 困っていること、ご相談ください!

わたしたちが 連携して、 問題解決に 取り組みます!







社会福祉士 ケアマネジャー (または経験豊富な看護師)

## 保険料は大切な 財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な 財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心して サービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。



#### ●65歳以上の人 (第1号被保険者) の保険料

◆決まり方

65歳以上の人の保険料は、市区町村ごとに必要な介護保険の費用をもとに決 まります。下記のように算出された「基準額」から、みなさんの所得に応じ て段階的に保険料が決定されます。

基準額 75.600円 = (年額)

大雪地区広域連合(構成3町)で介護保険給付にかかる費用 3 65歳以上の人の負担分(23%)

大雪地区広域連合(構成3町)の65歳以上の人数

#### ■第8期介護保険料段階と保険料年額(令和3年度~令和5年度)

所得段階	対象者の条件	保険料の割合	保険料 (100円未満は四捨五入)
第1段階	生活保護の受給者、世帯全員住民税非課税で老齢福祉年金の 受給者又は本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合 計が80万円以下の人	基準額×0.50 公費軽減後 (基準額×0.30)	37,800円 公費軽減後 (22,700円)
第2段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税 年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.70 公費軽減後 (基準額×0.45)	<b>52,900円</b> 公費軽減後 (34,000円)
第3段階	世帯全員住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税 年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 公費軽減後 (基準額×0.70)	<b>56,700円</b> 公費軽減後 (52,900円)
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計 所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.88	66,500円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であり、前年の合計 所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 75,600×1.00	75,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の人	基準額×1.26	95,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	98,300円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額×1.57	118,700円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	121,000円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	基準額×1.87	141,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	基準額×2.13	161,000円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.33	176,100円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上の人	基準額×2.53	191,300円

※合計所得金額:収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、第 1~5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

また、土地・建物の売却等に係る特別控除がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額

\*端数処理:百円未満は、四捨五入して処理しています。

◆納め方

受けとっている年金額(年額)によって、納め方が2種類に分かれています。

# 年金が 年額18万円以上の人

#### 年金から納めます (特別徴収)

年金の定期支払い(年6回)の際、年金か ら保険料があらかじめ差し引かれます。特別 徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、 遺族年金、障害年金です。

#### 年金が年額18万円以上でも 納付書で納めることがあります

- ●年度途中で65歳(第1号被保険者)になっ た場合
- ●他の市区町村から転入した場合
- ●保険料の所得段階が変更になった場合

など

# 年金が 年額18万円未満の人

納付書や口座振替で納めます (普通徴収)

送付される納付書にもとづき、介護保険料 を大雪地区広域連合に個別に納めます。

※令和3年度よりコンビニエンスストアおよびスマホアプリ (LINE Pay 請求書支払い、PayPay) でも納めることがで きます。

#### 口座振替がおすすめです

普通徴収の納付には、便利で確実な口座振 替がおすすめです。次のものを持って大雪地 区広域連合指定の金融機関で

手続きしてください。

- ●保険料の納付書
- ●預(貯)金通帳 ●印かん(通帳届け出印)

#### 保険料を納めないでいると

保険料を納めないでいると、その期間に応じて、いったん費用の全額が自己負担 になったり、サービスが受けられなくなったりすることがあります。やむを得ない 理由で保険料を納められない場合は、早めにお住まいの町の役場窓口に相談してく ださい。

# 40~64歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、 医療保険料と合わせて納めます。





#### 国民健康保険に加入している人

保険料は所得などによって決められ、国民健康保険税(料)として世帯ごとに世帯主が納 めます。

#### 職場の医療保険に加入している人

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料とあわせて徴収されま す。

# 介護保険の利用

まず、近くの地域包括支援センターや、住んでいる市区町村の窓口に相談しましょう。

# 1 相談します

地域包括支援センターやお住まい の町の役場窓口で、サービスなど について相談します。

> 介護保険の サービスを 利用したい

日常生活で 介助が必要と 感じてきた など

基本 チェック リスト

心身や日常生活 の状態(生活機 能)などを調べ ます。

運動や体操教室などへ参加してみたい、地域の人 <u>と交流したい</u>など

# 2 申請します

お住まいの町の役場窓口に「要介護認定の申請」をします。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

#### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- (40~64歳の人は医療保険の保険証)

※マイナンバーや本人(代理人)確認ができるもの、主治医の氏名や医療機関名がわかるものなど、上記のほかにも必要な書類がある場合がありますので、あらかじめ市区町村に確認しておきましょう。

#### **介護予防・生活支援** サービス事業 ▶P15

生活機能の低下がみられた場合は、 介護予防・生活支援サービス事業 対象者(事業対象者)と判定され、 サービスが利用できます。

●一般介護予防事業も利用できます。

生活機能低下が 見られない

生活機能低下が

見られた

#### 一般介護予防事業 ▶P15

介護予防教室や講座の利用、地域の「通いの場」などへ参加できます。

一般介護予防事業のみ利用の場合は、 基本チェックリストは不要です。

#### 認定には有効期間が あります

認定の有効期間は原則、初回は6か月、更新は12か月です(市区町村によって期間が異なる場合があります)。引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新の申請をしてください。

# 3 認定調査を 受けます

認定調査員に訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。



副査結果はコンピュータ判定 (一次判定)され、その結果と 「主治医意見書」、調査票の特 記事項とともに「介護認定審 査会」で審査・判定(二次判 定)されます。

#### 主治医意見書

生活機能が低下した原因の 傷病や治療内容、心身の状態などについて、主治医が 記載した書類です。

#### 介護認定審査会

大雪地区広域連合が任命する保健、医療、福祉の専門家5人程度で開かれる会議で、 一人ひとりの介護の必要性について審査します。

# 4 認定結果が 届きます

認定結果は原則、申請から 30日以内に大雪地区広域 連合から送られてきます。

#### 要介護1~5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善 をはかることが適切な人

#### 要支援1・2

介護予防サービスなどを利 用することで生活機能が改 善する可能性の高い人

#### 非該当

#### 要介護や要支援に 認定されなかった人

- ●一般介護予防事業を利用できます。
- ●事業対象者は介護予防・ 生活支援サービス事業を 利用できます。

介護サービス、介護予防 サービスは利用できません。

# **5** サービスを 利用します

ケアプランを作成して、 サービスを利用します。

#### 介護サービス ▶P10



#### **介護予防サービス ▶P10**



●介護予防・生活 支援サービス事 業も一緒に利用 できます。

#### 介護予防・日常生活支援 総合事業

**介護予防・生活支援** サービス事業 ▶P15

一般介護予防事業 ▶P15

#### ケアプランについて

●ケアプランの作成費用は介護保険が負担するため、利用者負担はありません。

サービスを利用するために必要な計画書をケアプランといいます。認定結果が通知されたのち、居宅介護支援事業者(要支援1・2の人は地域包括支援センター)に依頼して作成してもらいます。利用者の心身の状況や改善点などに基づいて決められたサービス内容や利用回数などが記載されています。

要介護1~5に認定された人

#### 要支援1・2に認定された人

#### 居宅介護支援事業者 に依頼

ケアマネジャーが在籍する事業者です。ケアプランの作成、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡や調整などを行います。



#### 地域包括支援センター に依頼

高齢者のみなさんが、住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えている機関です。

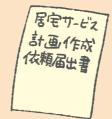


保健師等

●施設に入所して利用するサービス(施設サービスなど)は、入所施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。施設サービス等以外でも、サービスによっては利用する事業所でケアプランを作成する場合があります。

#### **例 ケアプラン作成の流れ** (要介護1~5の場合)

依頼する居宅介護支援事業者を決めて、市区町村へ 「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。



ケアマネジャーが利用 者宅を訪問し、利用者 や家族と話し合って課 題を分析します。



ケアプラン原案が作成 され、サービス担当者 会議、利用者の同意を 経て完成します。



#### 介護サービス



6

**(**)

利用者負担

# 利用者負担

利用者は費用の一部 を負担します

> 利用者は実際にかかるサービス費用の一部を支払います。サービス 利用の際は、介護保険の「保険証」と利用者負担の割合が記載された 「介護保険負担割合証」を提示してください。

#### 利用者負担の割合と支給限度額

利用者負担の割合は、サービスにかかる費用の1割、2割または3割です。た だし、おもな在宅サービスなどにはサービス費用に対する「支給限度額」があ り、それを超えた場合は、超えた分が全額利用者負担になります。

	介	_	保 年月日	険 負 年	_	割合	iE H	
l	ě	장						
被保	住	所						
R	71)	- †						
ŧ	氏 生年)	8 18					K:X	_
利用の割	者負担 合	1			有用	期同	1-1	
	8	1		¥月日 ¥月日		年年	Я Я	日日
	8	1		¥月日 ¥月日		*	Я Я	H H
20	経番番 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	R						
UN		*						<u>E</u> []

介護保険負担割合証

#### 利用者負担の割合

3割	<ul><li>●②の両方に当てはまる場合</li><li>●本人の合計所得金額*が220万円以上</li><li>②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が「・単身世帯=340万円以上・2人以上世帯=463万円以上</li></ul>
2割	3割負担に該当しない人で12の両方に当てはまる場合 1本人の合計所得金額*が160万円以上 2同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が 「・単 身 世 帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 (第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上)

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除など の所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が 含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した 金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長 期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

#### ■支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護 5	362,170円

●事業対象者は原則として要支援1の 支給限度額が設定されています。

#### 負担の軽減について

同じ月のサービスの利用者負担の世帯合計額(支給限度額を超えた分等は除く)が一定の上限額を 超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

#### ■利用者負担の上限額(1か月)

令和3年7月利用分まで

8

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上	44,400円
• 一般	44,400円
• 住民税世帯非課税等	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
<ul><li>・生活保護の受給者</li><li>・利用者負担を15,000円に減額することで、 生活保護の受給者とならない場合</li></ul>	15,000円(個人) 15,000円

#### 令和3年8月から 現役並み所得者が細分化されます。

令和3年8月利用分から

 利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
・課税所得690万円以上	140,100円
·課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
・課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
 • <b>一</b> 般	44,400円
• 住民税世帯非課税等	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円 (個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、 生活保護の受給者とならない場合	15,000円 (個人) 15,000円
 	- 4 (3) \ 1-1

●支給該当の場合、「高額介護サービス費等支給申請書」を送付しますので、お住まいの町の役場窓□に提出してください。

#### 介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になったとき(高額医療・高額介護合算制度)

同じ世帯で負担した介護保険と医療保険の自己負担額(介護保険は高額介護サービス費、医療保険は高額療養費を適 用後の自己負担額)を年間(8月~翌年7月)で合算※して限度額を超えた場合、申請により超えた分が支給されます。

#### ※医療保険ごとに計算するため、異なる医療保険では合算できません。

#### 施設を利用するサービスの場合

施設を利用するサービスの場合、利用者負担割合分(1割、2割または3割)のほ か、居住費等、食費、日常生活費は全額利用者が負担します。

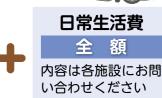
#### サービスにかかる 利用者負担割合分

サービス費用の 1割、2割または3割



全

食費 基準費用額 があります



居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、 基準となる額(基準費用額)が定められています。

|居住費等・食費の基準費用額〔1日〕

令和3年8月から 食費の基準費用額が変わります。

,	食費				
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	<b>及</b> 貝	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円 令和3年8月から <b>1,445円</b>	

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額になります。

#### ●居住費等・食費が軽減される場合があります●

低所得の人は申請して認められた場合、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負 担限度額までになります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額になります。

#### ■負担限度額〔1日〕

令和3年8月から 第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

		_			居住費等				食 費	
		木	引用者!	負担段階区分	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第 1 段階	福	祉年的	よび世話 金の受給 養の受給	<del></del>	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第 2 段階	得金	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所 得金額※+課税年金収入額+非課税年金収入額 が80万円以下の人				490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から 600円
	1	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者 負担段階第2段階以外の人〈令和3年7月まで〉				1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
第 3 段階		令和3年8	第3 段階 ①	本人および世帯全員が住民税非 課税で、合計所得金額※+課税 年金収入額+非課税年金収入額 が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
		第3 段階 非課税で、合計所得金額※+ 課税年金収入額+非課税年金 収入額が120万円超の人		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円	

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額となります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的 年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を 用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

#### 上の表に当てはまっていても ②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ●住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ❷住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

②については、令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階ごとに設定されます。

・第1段階 : 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

・第2段階 : 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合

・第3段階①:預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合

・第3段階②:預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

# サービスの種類

介護保険のサービスには、状況に応じて利用できるよういろいろな種類のサービスがあります。ケアプランの内容に基づいて利用します。

- ●利用者の負担は、原則として「サービス費用のめやす」の1割、2割または3割です。サービス費用は時間やサービスの形態により変わります。また、利用する内容に応じた加算があります。
- ●サービスによっては、食費や居住費等、日常生活費の負担があります(全額自己負担です)。
- ●サービスによっては、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
- ●新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4~9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から サービス費用のめやすが変わりました。

事業対象者

基本チェックリストで介護予防・生活 支援サービス事業対象者と判定された 人が利用できるサービス(▶P15)

要介護1~5

要介護1~5の認定を受けた人が利用 できるサービス

要支援1・2

•2 要支援1・2の認定を受けた人が利用 できるサービス 65歳以上

65歳以上であれば誰でも利用できる サービス (▶P15)

要介護1~5 要支援1・2

原則として、住んでいる市区町村のサービスのみ 利用できる「地域密着型サービス※」

※地域で必要とされるサービスが異なるため、市区町村によって利用できるサービスが異なる場合があります

#### 在宅サービス(地域密着型サービスを含みます)

#### 訪問を受けて利用するサービス

#### 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどを介助してもらう身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。



要介護1~5

#### サービス費用のめやす

身体介護中心(20分以上30分未満の場合)▶2,500円

生活援助中心 (20分以上45分未満の場合) ▶ 1,830円 通院等乗降介助 (1回につき) ▶ 990円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

#### 訪問型サービス

事業対象者 要支援1・2

市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業の 「訪問型サービス」については、P15をご覧ください。

#### 地 夜間対応型訪問介護

夜間専用の訪問介護です。 定期的な巡回や通報システ ムによりサービスが受けら れます。



要介護1~5

サービス費用のめやす (要介護状態区分にかかわらず同額です) オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護 ▶ 10,250円/月

定期巡回サービス

▶ 3,860円/回

随時訪問サービス

▶ 5,880円/回

#### 訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で訪問してもらい、浴槽の提供を受けて入浴介護が受けられます。 入浴前後には看護職員による検温や血圧などの チェックも行われます。

#### サービス費用のめやす

1回につき

要介護1~5▶12,600円

要支援1・2▶ 8,520円



#### 訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理 学療法士や作業療法士、言語聴覚 士に訪問してもらい、居宅での生 活行為を向上させるためのリハビ リテーションが受けられます。



要介護1~5

要支援1・2

#### サービス費用のめやす 1回 (20分以上) につき

要介護1~5▶3,070円

要支援1・2▶3.070円

#### 訪問看護

疾患などを抱えている人が、 医師の指示により、看護師な どに居宅を訪問してもらい、 療養上の世話や診療の補助が 受けられます。



要介護1~5 要支援1・2

#### サービス費用のめやす

30分未満の場合

要介護1~5▶

訪問看護ステーションからの場合 ▶4,700円 病院または診療所からの場合 ▶3.980円

要支援1・2▶

訪問看護ステーションからの場合 ▶4,500円 病院または診療所からの場合 ▶3.810円

#### 居宅療養管理指導 **要介護1~5** 要支援1·2

通院が困難な人が医師、歯科医師、薬剤師、管理 栄養士などに居宅を訪問してもらい、心身の状態や 生活環境をふまえた療養上の管理や指導が受けられ ます。

サービス費用のめやす (要介護状態区分にかかわらず同額です) 単一建物居住者1人に対して行う場合

医師が行う場合 ▶ 5,140円 (1か月に2回まで)



#### サービス事業所に通って利用するサービス

#### 通所介護(デイサービス)

要介護1~5

デイサービス事業所で、食事や入浴などの日常生活上の支援、レクリエーションなどを通じた機能訓練などが日帰りで受けられます。

「通所型サービス」については、P15をご覧ください。

#### サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5 6,550円~11,420円

※送迎を含む

#### 通所型サービス

事業対象者 要支援1・2

市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業の

# 地 地域密着型通所介護

**通所介護** 要介護1~5

(デイサービス)

定員が18人以下のデイサービス事業所で、食事 や入浴などの日常生活上の支援、レクリエーション などを通じた機能訓練などが日帰りで受けられます。

#### サービス費用のめやす

7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5▶7,500円~13,080円

※送迎を含む







要介護1~5

要支援1・2

#### 地認知症対応型通所介護 要介護1~5

認知症の人が、食事や入浴などの日 要支援1・2 常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスが日帰りで受けられます。

#### サービス費用のめやす

単独型を利用する場合・7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5 9,920円~14,240円

要支援1・2▶8,590円・9,590円

※送迎を含む



#### 通所リハビリテーション

(デイケア)

介護老人保健施設や病院、 診療所などで、食事などの日 常生活上の支援や機能訓練、 リハビリテーションが受けら れます。

サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5 7,570円~13,690円

※送迎を含む

#### サービス費用のめやす

共通的サービス(1か月につき)

要支援1・2▶20,530円・39,990円

●共通的サービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上」「栄養改善」「□腔機能向上」などの選択的サービスが利用できます。

※送迎、入浴を含む

サービスの種類

10

#### 短期間、施設に入所して利用するサービス (ショートステイ)

#### 短期入所生活介護 要介護1~5 要支援1・2

介護老人福祉施設などに

短期間入所して、日常生活 上の支援や機能訓練などが 受けられます。

サービス費用のめやす(1日) 併設型・多床室の場合

要介護1~5▶5.960円~8.740円

要支援1・2▶4.460円・5.550円

#### 短期入所療養介護 要介護1~5 要支援1・2

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所し て、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世 話や機能訓練などが受けられます。

サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合

要介護1~5▶8,270円~10,450円

要支援1・2▶6,100円・7,680円

地 地域密着型特定施設

#### 有料老人ホームなどで介護や支援を受けるサービス

#### 特定施設入居者生活介護

要介護1~5 要支援1・2

入居者生活介護 定員29人以下の介護専用型 特定施設に入居する人が、日常 生活上の世話や機能訓練などの



要介護1~5

サービス費用のめやす(1日)

サービスが受けられます。

要介護1~5 5,420円~8,130円

特定施設の指定を受けた有料老人

ホームなどに入居している人が、日 常生活上の世話や機能訓練などのサ ービスが受けられます。

#### サービス費用のめやす(1日)

要介護1~5▶5.380円~8.070円

要支援1・2▶1,820円・3,110円

#### 诵い・訪問・泊まりを組み合わせたサービス

## 他 小規模多機能型 居宅介護

要介護1~5 要支援1・2

冊 看護小規模多機能型 居宅介護

要介護1~5

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、訪 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ 問や短期間の泊まりのサービスを組み合わせ、多機 た複合型サービスです。介護と看護のケアが受けら 能なサービスが受けられます。 れます。

#### サービス費用のめやす(1か月)

要介護1~5▶104.230円~271.170円 要支援1・2▶34.380円・69.480円

#### サービス費用のめやす(1か月)

要介護1~5 124.380円~313.860円

#### 認知症の人が共同生活で利用



要支援2

(グループホーム)

認知症の人が、スタッフの支 援のもとで共同生活をして、日 常生活上の世話や機能訓練など のサービスが受けられます。



#### サービス費用のめやす(1日)

2ユニット以上の場合

※要支援1の人は利用できません。

要介護1~5▶7.520円~8.440円

要支援2 ▶7,480円

## 24時間対応の訪問サービス

#### 地 定期巡回·随時対応型 要fi 25 訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数 回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随 時の対応 | を24時間対応で受けられます。

#### サービス費用のめやす(1か月)

一体型(訪問介護・訪問看護を同じ事業者が一体的に提供)の場合 訪問看護を利用しない場合 ▶ 56,970円~258,290円 訪問看護を利用する場合▶83.120円~296.010円

#### 在宅での生活を支えるサービス

日常生活の自立を助けるための福祉用具の

要介護1

要支援1・2

X

X

X

X

X

X

貸与が受けられます。費用は福祉用具の種類

#### 福祉用具貸与

対象の福祉用具

X:原則として利用できません

▲:尿のみ吸引するものは利用できます

手すり (工事をともなわないもの)

スロープ (工事をともなわないもの)

車いす (車いす付属品を含む)

認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト (つり具の部分を除く)

特殊寝台(特殊寝台付属品を含む)

●:利用できます

歩行器

歩行補助つえ

床ずれ防止用具

白動排泄処理装置

体位変換器

や事業者によって異なります。

要介護1~5 要支援1・2

要介護2・3

要介護4・5

## 特定福祉用具販売

要介護1~5

支給には申請が必要です 要支援1・2

入浴や排せつなどに使用する福祉用具 を購入したとき、購入費が支給されます。

#### 対象の福祉用具

- ●腰掛便座
- ●入浴補助用具
- ●簡易浴槽
- ●移動用リフトのつり具の部分
- 自動排泄処理装置の交換可能部品

#### 購入費用について

購入費用はいったん全額を自己負担しま す。その後、申請により同年度で10万 円を上限に利用者負担の割合(▶P8) 分を差し引いた額が支給されます。

●利用者は利用者負担分のみを事業者に支払い、 残りは保険者から事業者へ直接支払われる 「受領委任払い」の制度がある場合がありま す。くわしくはお問い合わせください。

都道府県などの指定を受けた事業者から 購入した場合のみ支給されます。

#### 福祉用具貸与・福祉用具販売の利用の流れ

●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。 ●商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

#### 相談します

福祉用具専門相談員※に相談します。 福祉用具専門相談員が自宅を訪問し ますので、利用者の心身の状況など の情報などを伝えましょう。

#### 計画書の内容を確認します

作成された「福祉用具サービス計画書」を確 認しましょう。福祉用具専門相談員から、 その福祉用具についての説明を受け、内容 に問題がなければ同意します。

#### 利用開始

福祉用具を利用 します。

※福祉用具専門相談員とは、福祉用具貸与・販売事業所にいる福祉用具の専門家です。利用開始後も定期的に利用者宅を訪問し て、福祉用具の点検や使用状況の確認を行います。

#### 住宅改修費支給

要介護1~5 要支援1・2

# 支給には事前の申請が必要です

事前に保険者へ申請して認められたのち、住宅改修をし たとき、住宅改修費が支給されます。

#### 対象の住宅改修

- ●滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の 材料の変更
- ●手すりの取り付け
- ●段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- ●洋式便器などへの便器の取り替え
- ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

改修費用はいったん全額を自己負担し、 完了申請により20万円を上限に利用者 負担の割合(▶P8)分を差し引いた分 が支給されます。

- ※施工前に事前申請をしていないと支給され ませんのでご注意ください。
- ●利用者は利用者負担分のみを事業者に支払い、 残りは保険者から事業者へ直接支払われる「受 領委任払い」の制度がある場合があります。く わしくはお問い合わせください。

ケアマネジャーなどに相談し、複数の事業 者から見積もりをもらい、専門的な知識や 技術を持つ事業者を選びましょう。

12

#### 施設サービス(地域密着型サービスを含みます)

介護や医療の必要性が高い人のための介護保険施設に入所して利用するサービスです。 サービスにかかる負担割合分以外に、居住費・食費・日常生活費がかかります(▶P9)。ケアプランは入所した介護保険施設で作成してもらいます(▶P7)。

※施設サービス利用時は、それ以外の介護保険サービスは利用できません。詳しくはケアマネジャーにご相談ください。

#### いつも介護が必要な人のための施設

#### 介護老人福祉施設

要介護1~5

(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症などで日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護や生活が困難な人が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合

要介護1~5▶5,730円~8,470円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

#### 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 要介護1~5

(特別養護老人ホーム)

定員29人以下の介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練、療養上の世話などが受けられます。

サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合

要介護1~5▶5,820円~8,600円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

#### 在宅生活への復帰をめざす施設

#### 介護老人保健施設

要介護1~5

(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。 医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、在宅生活への復帰を支援します。

サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合

要介護1~5▶7,880円~10,030円

#### 長期療養が必要な人の施設

#### 介護療養型医療施設

要介護1~5

(療養病床等)

医療機関の療養病床等に入院する、医療が必要な要介護の人のための長期療養施設です。療養上の管理や看護、医学的管理のもとでの介護や機能訓練、その他必要な医療が受けられます。

サービス費用のめやす(1日)

多床室の場合

要介護1~5▶6,860円~11,460円

#### 長期療養と介護を行う施設

#### 介護医療院

要介護1~5

医学的管理のもとで、長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを一体的に受けられます。

サービス費用のめやす (1日)

多床室の場合

要介護1~5▶8,250円~13,620円



## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。

※市区町村が主体となって行われる地域支援事業のひとつです。くわしくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

## 一般介護予防事業 [65歲以上

- ●介護予防教室や講座などの開催
- ●住民主体の「通いの場」など介護予防活動への支援など
- ●理学療法士などによる住民主体の「通いの場」への関与
- ●高齢者が元気に生活を送れるように保健師などが家庭を訪問 など

#### 住民主体の「通いの場」

地域の高齢者が自主的に通い、体操、茶話会、趣味活動などを行って介護 予防や地域コミュニティの拠点となる場です。この「通いの場」への参加 をきっかけに「また来るのが楽しみ」「地域に入りやすくなった」「住民同 士の見守りの場になっている」というように、関わる人の意識が変わるこ とで、介護予防や地域のつながり、地域活動の活性化につながります。





●地域がいきいき 集まろう!通いの場 (https://kayoinoba.mhlw.go.jp/) 自宅でも健康を維持する方法や「通いの場」の情報を発信する厚生労働省の特設サイトです。 「オンライン通いの場アプリ」がダウンロードできます。



## 介護予防・生活支援サービス事業「

**客校業**事

●40~64歳の人は要支援1・2の認定を受けた人のみが対象です。

●要介護1~5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

要支援1・2の人、地域包括支援センターや市区町村の窓口で基本チェックリストを受けて、「介護予防・ 生活支援サービス事業対象者」と判定された人が利用できます。

#### 訪問型サービス

#### 介護サービス事業者による、介護予防のための訪問サービス

・食事、入浴、排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの 生活援助



#### 通所型サービス

#### 介護サービス事業者による、介護予防のための通所サービス

・食事や入浴、排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション など



その他、栄養改善を目的としたものや、ひとり暮らし高齢者に対する見守りなどのサービスがあり ます。

# お問い合わせ先

# 大雪地区広域連合 介護保険対策室

〒071-1423 上川郡東川町東町1丁目16番1号 TEL: 0166-82-3697 FAX: 0166-82-3618

#### お住まいの町の地域包括支援センター

(東川田) 東川町地域包括支援センター

> 〒071-1492 上川郡東川町東町1丁目16番1号 TEL: 0166-82-2111 FAX: 0166-82-3644

(美瑛町) 美瑛町地域包括支援センター

> 〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 TEL: 0166-92-4248 FAX: 0166-92-1115

(東神楽町) 東神楽地域包括支援センター

〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL: 0166-83-5600 FAX: 0166-83-4180





